

ID: 224

担当部署: 上下水道課

処分の概要	占用の許可（変更許可を含む。）		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道条例 第29条第1項		
例規番号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (占用) 第二十九条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町下水道条例施行規程第23条の規定による。 (行為又は占用の許可申請書等) 第二十三条 条例第二十七条又は第二十九条に規定する行為若しくは占用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、公共下水道行為及び占用許可(変更許可)申請書(別記様式第二十四号)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、軽微なもの又は変更許可申請書については、その一部を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 設計書 二 見取図 三 平面図 四 縦断面図 五 構造図 六 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示する書類 <p>2 管理者は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、当該行為若しくは占用又はその変更の許可をすることとしたときは、公共下水道行為及び占用許可(変更許可)書(別記様式第二十五号)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日